

議案第60号

新座市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新座市国民健康保険条例（昭和34年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第12条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は <u>虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	第12条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

附 則

- この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年8月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。